

【公安告示】警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部）

島根県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

令和7年6月6日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	令和7年7月15日（火）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月22日及び同月23日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	令和7年7月15日（火）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月18日は12：00まで、同月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	令和7年7月15日（火）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月18日は12：00まで、同月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	令和7年7月15日（火）から同月18日（金）まで、同月23日（水）及び同月24日（木）	9：00～17：00 （7月18日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	令和7年7月18日（金）及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月18日は13：00～17：00、同月22日及び23日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	令和7年7月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	令和7年7月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月22日は13：00～17：00）	

得講習 3 号」という。)		～17 : 00)
法第 2 号第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「追加取得講習 4 号」という。)	令和 7 年 7 月 23 日（水）及び同月 24 日（木）	9 : 00～17 : 00

4 講習定員

- (1) 新規取得講習 1 号
20人程度
- (2) 新規取得講習 2 号
15人程度
- (3) 新規取得講習 3 号及び新規取得講習 4 号
5 人程度
- (4) 追加取得講習 1 号及び追加取得講習 2 号
10人程度
- (5) 追加取得講習 3 号及び追加取得講習 4 号
5 人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年 国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(イ) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
-------	------	------

新規取得講習 (1号、2号、3号及び4号)	令和7年6月16日(月)から同月20日(金)まで	9:00～11:30及び13:30～17:00
追加取得講習 (1号、2号、3号及び4号)		

イ 受講者の決定等

- (ア) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。
- (イ) アの(イ)の受付期日満了後の令和7年6月23日(月)、予約専用電話に電話をかけた者に対して受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。
- (イ) 予約の際には、受講を希望する講習の区分(複数の講習の区分を希望することは、認めない。)、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。
- (ウ) アの(ア)の予約を行い、又はイの(イ)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

- (1)のイの(イ)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和7年6月24日(火)から同月27日(金)まで及び同月30日(月)の午前8時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

- (ア) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- (イ) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通
- 5の(1)のアに該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - 5の(1)のイに該当する者
5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し
 - 5の(1)のウに該当する者
5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - 5の(1)のエに該当する者
5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し
 - 5の(1)のオに該当する者
5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア	新規取得講習 1 号	47,000円
イ	新規取得講習 2 号	38,000円
ウ	新規取得講習 3 号	38,000円
エ	新規取得講習 4 号	34,000円
オ	追加取得講習 1 号	23,000円
カ	追加取得講習 2 号	14,000円
キ	追加取得講習 3 号	14,000円
ク	追加取得講習 4 号	10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

- (2) 新規取得講習にあっては講習初日の午前 8 時 50 分頃に、追加取得講習にあっては講習初日の午後 0 時 30 分頃に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。